

主な改正事項ーリスクと保険関係

I. 保険制度関係

1. 経済価値ベースのソルベンシー規制の導入

2025年7月に経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する法令等が公布されたことで、従来のソルベンシー・マージン比率に代わり、2026年3月末から新規制が運用開始された。新規制においては「契約者保護」「保険会社のリスク管理の高度化」「消費者・市場関係者等への情報提供」の3つが導入の意義となっている。なお、新規制では保険負債の評価を時価評価としており、決算時の金利等を反映する。

新たな早期是正措置の内容

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分	ソルベンシー・マージン比率※	措置の内容
非対象区分	100%以上	なし
第1区分	70%以上100%未満	経営改善計画の提出およびその実行命令
第2区分	35%以上70%未満	保険金等の支払能力の充実に資する各種措置に係る命令
第3区分	35%未満	期限を付した業務の全部または一部の停止命令

※新規制のソルベンシー・マージン比率の算出に当たっては分母のリスクに1/2を乗じない。

II. 公的年金制度

1. 2026年度の年金額

年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率が+2.1%、消費者物価指数の変動率が+3.2%であった。このように、「0 < 賃金 < 物価」の場合、法の規定により新規裁定者、既裁定者とも名目手取り賃金変動率2.1%で改定される。また、年金額が増額改定となるため、2026年度のマクロ経済スライド▲0.2%が発動される。

よって、下記のとおり、2026年度の改定率を改定する率は1.019、基礎年金を改定する率は1.085となり、1956(昭和31)年4月2日以降生まれの者の老齢基礎年金額は前年度より1.9%引き上げられ、年額847,300円(月額70,608円)となった。

- ・ 2026年度の改定率を改定する率 = $1.021 \times 0.998 \div 1.019$
- ・ 2026年度の改定率 = 前年度改定率 $1.065 \times 1.019 \div 1.085$
- ・ 2026年度の老齢基礎年金額 = $780,900 \text{円} \times 1.085 \div 847,300 \text{円}$ (月額70,608円)

[参考/1956(昭和31)年4月1日以前生まれの者]

- ・ 2026年度の改定率を改定する率 = $1.021 \times 0.998 \div 1.019$
- ・ 2026年度の改定率 = 前年度改定率 $1.062 \times 1.019 \div 1.082$
- ・ 2026年度の老齢基礎年金額 = $780,900 \text{円} \times 1.082 \div 844,900 \text{円}$ (月額70,408円)

2. 基礎年金関係

老齢基礎年金額	847,300円
2級障害基礎年金	847,300円
1級障害基礎年金	1,059,125円
遺族（障害）基礎年金の 子の加算額	第2子まで 243,800円 第3子以降 81,300円

3. 厚生年金関係

定額単価	1,766円
加給年金額	配偶者 243,800円 第2子まで 243,800円 第3子以降 81,300円
配偶者特別加算額	36,000円～179,900円
+加給年金額243,800円	423,700円
3級障害年金の最低保障 および中高齢寡婦加算額	635,500円
障害手当金	最低保障額 1,271,000円

Ⅲ. 令和8年度税制改正

（1）基礎控除の見直し

合計所得金額2,350万円以下の基礎控除額が引き上げられた。

基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗じて調整する仕組みが導入された。次回見直しは、2028年度税制改正時となる。

合計所得金額	基礎控除額	
	2025年分	2026年・2027年分
132万円以下	95万円	104万円
132万円超 336万円以下	88万円	
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	67万円
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	なし	

(2) 給与所得控除額の最低控除額の引き上げ

2026年分・2027年分の最低控除額が74万円（改正前65万円）に引き上げられた。

給与等の収入金額（A）	給与所得控除額
220万円以下	74万円
220万円超 360万円以下	$(A) \times 30\% + 8\text{万円}$
360万円超 660万円以下	$(A) \times 20\% + 44\text{万円}$
660万円超 850万円以下	$(A) \times 10\% + 110\text{万円}$
850万円超	一律195万円

(3) 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が下表のとおり改正された。

扶養親族等の区分	改正後の所得要件
① 扶養親族・同一生計配偶者	62万円
② ひとり親の生計を一にする子	62万円
③ 勤労学生	89万円
④ 家内労働者の事業所得等の所得計算の特例の必要経費に算入する最低保障額	69万円

上記①～③については個人住民税も同様です。

(4) 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

居住者に年齢23歳未満の扶養親族がいる場合に一般の新生命保険料控除について最大6万円のとする特例が1年延長され、2026年・2027年の所得税における一般生命保険料控除の控除額に適用される。控除額の計算は次のとおり。

年間の支払保険料等	控 除 額
3万円以下	支払保険料等の全額
3万円超 6万円以下	$\text{支払保険料等} \times 1/2 + 15,000\text{円}$
6万円超 12万円以下	$\text{支払保険料等} \times 1/4 + 3\text{万円}$
12万円超	一律6万円

なお、旧契約の生命保険料と上記の適用がある新契約の生命保険料を支払った場合の一般生命保険料控除の適用限度額は6万円であるが、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は12万円である。